

平成21年6月30日
周南社協要綱第87号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
有料広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の新たな財源を確保し、市民の福祉サービスの向上に資することを目的として、本会が有する資産を広告媒体として民間企業等の広告を掲載する事業の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 本会の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載または掲出することをいう。

(広告の適用除外)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法律等に違反するもの、またはそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの、またはそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの、またはそのおそれがあるもの
- (4) 青少年の健全育成上有害であるもの、またはそのおそれがあるもの
- (5) 政治性のあるもの
- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 公衆に不快な感情を与えるおそれがあるもの
- (8) 社会問題についての主義主張に関するもので本会会長が不相当と認めるもの
- (9) その他、広告媒体に掲載する広告として本会会長が不相当と認めるもの

(広告媒体の種類)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 社協だより
- (2) 本会事業のパンフレット及びちらし
- (3) 本会封筒
- (4) 本会ホームページ
- (5) その他、本会会長が適当と認めるもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに本会会長が別に定める。

(広告募集方法等)

第6条 広告募集方法、価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに本会会長が別に定める。

(推進会議)

第7条 広告事業を円滑かつ効果的に推進するため、本会に有料広告事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設ける。

2 推進会議は、次の事項について検討を行う。

- (1) 広告事業の基本的方向性に関すること。
- (2) 広告媒体の選定に関すること。
- (3) 広告基準に関すること。
- (4) その他広告事業の実施に関し必要と思われること。

3 推進会議のメンバーは、本会会長、副会長、常務理事をもって充てる。

4 推進会議は、本会会長が招集し、その議長となる。

5 推進会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(審査委員会)

第8条 広告媒体に掲載する広告の可否等に関する審査をするため、本会に有料広告事業審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 広告掲載希望業者の選定に関すること。
- (2) 広告内容及びデザインに関すること。
- (3) その他広告事業の実施に関し、疑義のあること。

3 審査会の委員長は常務理事を、委員は事務局長、事務局次長、総務課長、業務課長をもって充てる。

4 審査会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

5 審査会は、委員の過半数以上の出席で成立し、議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

6 審査会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

7 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(庶務)

第9条 本事業の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月30日から施行する。